

責任保険契約における保険者の防御義務

－米国法の現状を参考に－

岩手大学
深澤 泰弘

1. はじめに

- アメリカ法律協会（American Law Institute、「ALI」）による責任保険法リスティメント（Restatement of The Law, Liability Insurance、「リスティメント」）
- Discussion Draft（2015、前回）
 - ⇒ Tentative Draft（2016）
 - ⇒ Proposed Final Draft（2017、今回）

1. はじめに

【本報告の目的】

- ファイナル・ドラフトを中心に、保険者の防御義務に関してリスティメントの最新の状況を分析し、我が国にどのような示唆を与えるかについて若干の検討を行うことを目的とする。

【考察の順序】

- ① アメリカにおける保険者の防御義務に関する概説
- ② 独立弁護の提供、保険者の防御費用償還請求、そして、防御費用補償保険について分析・検討を行う。
- ③ 我が国における若干の示唆

2. 米国における防御義務の概要

- **防御義務**：被害者などの第三者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、責任保険契約の保険者が被保険者に代わって防御をする義務
 - 原告の訴状における主張が保険担保の範囲内である場合、保険者は防御義務を負う。
 - 原告が複数の訴因を主張している場合、1つでも担保範囲内のものが存在するのならば、責任保険者は防御義務を負う。
 - 訴状における主張の内容及びあいだでそれだけでは担保範囲内か否か判断できないときであっても、責任保険者は防御義務を負う。
 - 訴状において主張されている内容では保険担保の範囲外であるが、保険者の独自の調査などからこの主張が誤りであり、実際には保険担保の範囲内に含まれると認識しているという場合
- ⇒ 保険者は訴状における主張だけでなく、訴状に記載されていない事柄についても合理的な保険者であれば、訴状に加えられるであろうとみなす情報を知っている場合、保険者は防御義務を負う（**可能性ルール**）。

2. 米国における防御義務の概要

- 訴状における主張では担保範囲内であるが、訴状外の情報から保険担保外であると確信している場合、防御義務を負うか？
 - ① 責任保険者は所有する訴状外の情報により、原告の主張は根拠のないものであることを確信している場合、一般的に、責任保険者は訴状の主張が不正確で真実でないという理由で防御を拒絶することはできない。
 - ② 訴状の主張によると、被保険者の責任は保険担保内であるが、保険者は、調査等により得た訴状外の実事により、被保険者の責任は免責事由に該当すると考えている場合はどうか。
- ⇒ この場合、原則として、保険者は防御義務を負わなければならない。
- ⇔ ただし、被保険者との間で争いのない事実により次の事柄を証明できる場合に限り、保険者は防御を拒むことができる。
 - (1) 訴訟における被告が保険契約における被保険者ではないこと、
 - (2) 事故にあった乗り物が保険の目的物でないこと、
 - (3) 所定の期間内に保険者に報告された賠償請求に対して支払をする保険において、所定の期間を過ぎてから請求が報告されたこと、または
 - (4) 保険契約が既に解除されていること。

2. 米国における防御義務の概要

- 保険者は、第三者による被保険者に対する損害賠償を求める訴訟（責任訴訟）において、被保険者の故意または過失を理由とする損害の発生的主張がなされている場合、訴状外の情報から被保険者の行為は免責事由に該当すると考えているときであっても防御をしなければならない。
- ⇔ このような場合、責任訴訟においては、保険者は被保険者のために被保険者に責任がないということが認められるよう（または損害賠償額をできる限り低くなるよう）最善の努力で防御をする必要があるが、それをやりすぎると被保険者と保険担保の有無を争う訴訟（保険訴訟）において、保険者の免責事由の主張・立証に不利に作用することが考えられるため、適切で十分な防御活動をしないという可能性がある。
- ⇒ **典型的な利益相反の状況**
- 保険者は被保険者に対して権利留保（reservation of rights）の通知を送ることで、責任訴訟において被保険者に防御を提供しつつ、後の保険訴訟において保険契約上の抗弁を主張することができる。

2. 米国における防御義務の概要

■ リステイトメント15条 保険担保を争う権利の留保

(1) 請求の防御に着手する保険者は、防御に着手する前に、保険者が知っている、または知ることができた保険担保を争うことの原因を被保険者に適時通知した場合に限り、当該請求に関する保険担保について後に争うことができる。

(2) 既に被保険者に対する請求を防御している保険者が、当該請求に関する保険担保について争うことの原因となる情報を知った場合、保険者は、当該理由に基づき当該請求に関する保険担保について争う権利を留保するために、合理的な期間内に被保険者に対して当該理由を通知しなければならない。

(3) 被保険者に対する保険担保について争うことの原因の通知には、保険契約の特定の条項や保険担保を争うことの原因の根拠となる事実を含む、当該理由の書面における説明を、被保険者の立場にある合理的な人物であれば理解可能な文言で、記載しなければならない。

(4) 保険者が、請求の防御に着手する前に調査を終えることが合理的に不可能である場合、保険者は、被保険者に対して、被保険者の立場にある合理的な人物であれば理解可能な文言で、当初の一般的な権利留保通知を提供することで、当該請求に関連する保険担保について争う権利を一時的に留保することができる。ただし、当該権利留保を維持するためには、保険者は相当な努力を用いて調査を遂行し、合理的な期間内に本条第(3)項所定の詳細な通知を提供しなければならない。

2. 米国における防御義務の概要

【防御義務違反の効果】

- 被保険者が被った弁護士報酬や証人費用・訴訟費用などといったその他の訴訟に伴う支出について支払う責任を負う。
- 不法行為とみなされ、責任訴訟において下された保険金の限度額を超える損害賠償額についてまで責任を負わされることがある。
- 防御または和解における管理権を失う。

3. 独立弁護の提供

■ リステイトメント第16条 独立弁護の提供義務

防御義務を負う保険者が被保険者に対して第15条に基づく保険担保を争う理由に関する通知を行っている場合で、保険者が防御をしなければならない請求と保険担保に関する争いで共通の争点となっている事実が存在し、そのため被保険者の費用で保険者が利益を得るよう方法で当該請求の防御がなされうる場合、保険者は当該請求において独立弁護の提供をしなければならない。

3. 独立弁護の提供

■ リステイトメント第17条 独立弁護の運営

第16条に定める独立弁護が要求された場合、

- (1) 保険者は請求を防御する権利を失う。
- (2) 被保険者は防御弁護士および関連する役務の提供者を選択することができる。
- (3) 保険者は当該防御弁護士および関連する役務の提供者の合理的な報酬を適時に必要に応じて（ongoing basis）支払うことを義務づけられる。
- (4) 保険者は、第23条に規定される規則のもと請求の防御を支援する権利を有する。
- (5) 被保険者の保険者に対する情報の提供は第三者に対する関連する情報の秘密性の放棄を意味しない。

3. 独立弁護の提供

- 防御が求められる被保険者に対する請求における第三者の主張と、保険者から主張される保険担保を争う理由に共通の事実が存在する場合、保険者（または保険者により選任された弁護士）による当該請求の防御が保険担保を争う際に保険者に有利になるような方法で行われるというリスクが存在する
- ⇒このような場合、被保険者に対して保険者は独立弁護の提供を義務づけられる。
- 保険者が権利留保付きで防御を行う場合でも、保険訴訟で保険者が担保を負わない理由として主張しようとしている事実が、責任訴訟における第三者の主張する事実と重ならない場合、保険者は独立弁護を被保険者に提供する義務を負わない。
- 第三者の請求が保険金の限度額をはるかに超えるような場合や、付保の対象とならない懲罰的損害賠償の請求と付保の対象となる補償的損害賠償の請求が同時になされている場合などについては、保険者は基本的に独立弁護を提供する義務を負わないとされている。
- ⇒しかし、場合によっては、特に後者については被保険者の費用で保険者がギャンブルを行う可能性がないわけではないため、保険者に独立弁護の提供が要求されることもある。

3. 独立弁護の提供

- 被保険者に独立弁護の提供がなされる場合、一般的に被保険者に独立弁護士を選任する権利が認められるのが、この独立弁護士の選任にあたり被保険者は保険者から同意を得る必要があるか。
- ⇒肯定する意見もあるが、否定する意見が多数。保険者が不合理に同意しないということを完全になくす良い方法がないということと、保険者が同意をしないような弁護士を選任するリスクをとり、保険者が不合理に同意をしなかったということの宣言判決を求める訴訟を提起する努力と費用を費やすことを好む被保険者はほとんどいないというのがその理由。
- 合理的な防御費用（弁護士報酬）をどのように定めるか。
- ⇒保険者が通常同様の請求を防御する保険者に支払う額は目安となるが絶対的なものではない
- ⇒合理的な報酬額は、請求やリスクの複雑さから要求される時間や専門知識の量、同様のサービスに関して当該地域において通常請求されている報酬額、制限時間の有無、判決や和解の結果などを総合的に考慮して判断される。
- ⇒被保険者により独立弁護士に支払われた報酬が合理的な報酬額よりも高いときは、その差額につき被保険者が負担すれば足りる。

4. 防御費用の償還請求

- ➡ 契約において明示的な防御費用の償還請求についての規定がない場合や、防御費用の償還請求を認めることを防御の条件とする被保険者の同意がない場合、防御費用の償還請求は認められるか？

⇒ Cf. Buss v. Superior Court, 939 P. 2d 766 (Cal. 1997)

⇒ この事例では償還請求を認めたが・・・

4. 防御費用の償還請求

- ➡ リステイトメント第21条 保険者への防御費用の償還

保険契約に別段の定めがない、または被保険者による別段の同意がない限り、たとえ後に保険者が防御義務または防御費用を支払う義務を負わないことが決定されたとしても、保険者は被保険者から防御費用の回復を求めることはできない。

4. 防御費用の償還請求

- 理由①：他のルールをとるよりも全体的な訴訟費用を低く抑えることができる。
- ⇒ 償還を可能とするルールをとると、付保対象の訴因と付保対象外の訴因が主張される事例において、後に付保されていない訴因に関連して保険者が防御費用を負うか、負うとしてどの程度負うかといった訴訟が提起されるが、リステイトメントのルールを採用とすると、そのような2次的な訴訟は少なくなる。
- 理由②：このルールはあくまでデフォルトルールなので、そのような防御費用の被保険者からの償還を望む保険者は保険契約にその旨の規定を記載すればよいだけであるし、それ自体はさほど難しいことではない。
- ⇒ それでもそのような条項を保険契約に記載しないという保険者の選択は、不当利得返還請求を用いることを好まない保険者の態度の現れであるとする。

4. 防御費用の償還請求

- 反対の立場の主張：保険者が防御義務を負うか負わないか不明確な訴訟において防御に着手したからなくなる（する必要のない防御であったのなら防御費用が無駄になるから）。
- 反論：①保険者は防御費用の償還を認める規定を保険契約に記載することができる。②保険契約にそのような記載がない場合でも、保険者は、保険者が防御義務を負わないという判決を後に得たときに防御費用を返還することを被保険者が同意することを条件に防御に着手することを同意できる。

5. 防御費用補償保険

■ リステイトメント22条 防御費用補償保険

- (1) 防御費用補償保険は、保険者が付保の対象となる請求の防御費用を支払うことのみ同意し、防御義務は着手しないという保険契約である。典型的に、当該保険契約は和解および判決を付保の対象とする。
- (2) 防御費用補償保険が保険者に必要に応じて防御費用を支払うことを義務づける場合、
 - (a) 保険者の防御費用の支払義務の範囲は第13条、第18条および第20条に規定される防御義務に関するルールを用いて決定される。
 - (b) 請求に関する保険担保を争う権利を留保するために、保険者は第15条に規定される権利留保手続に従わなければならない。および、
 - (c) 防御費用支払義務に違反した保険者は第23条に基づく訴訟に加入する権利、請求の和解を管理する権利、さらに、保険者がその違反に関して合理的な根拠を持たない場合は請求に関する担保を争う権利を失う。
- (3) 防御費用補償保険が保険者に必要に応じて付保の対象となる請求の防御費用を支払うことを義務づけていない場合、保険者の防御費用を支払う義務は、保険契約に別段の定めがない限り、すべての事実や状況に基づいて決定される。

5. 防御費用補償保険

- 防御費用補償保険が保険者に防御費用の支払の必要性が発生する度に（ongoing basis）支払うという方法で支払うことを義務づけている限り、防御費用補償保険と防御義務を規定する保険とを同等に扱う。
 - ⇒なぜこのように防御義務と同様に扱われる（必要がある）のかというと、このような防御費用補償保険の場合、適時に十分な訴訟費用が保険者から支払われないと、被保険者は適切で十分な防御の提供を受けることができなくなるからである。したがって、防御義務に関する同様の問題が生じるので、同じ規定がこのような防御費用補償保険に適用される。
 - ⇒これに対して、責任訴訟の終了後に防御にかかった費用について一括して支払うタイプの防御費用補償保険であれば、同様の問題は生じない。

6. 我が国への示唆

- 我が国の任意自動車保険や個人賠償責任保険における示談代行義務の一般的な規定

当社は、被保険者に対しててん補責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含む）を行います。

6. 我が国への示唆

- 我が国の規定の場合「てん補責任を負う限度において」という規定から、結果としててん補責任がなければ示談代行義務も負わないという結論が導かれる。
- 実際にそのような理由から保険者の示談代行義務を否定した事例（大阪高判平成9年2月7日）あり。
- アメリカでは保険担保の可能性がある場合防御義務を負わなければならない、防御費用については償還請求の規定や同意がなされていない限りは償還できないのであるから、我が国に比べて相当に適用範囲が広いといえる。
- アメリカでは責任保険契約は訴訟保険としての性質を強く持つので、保険契約者側はそのような合理的な期待のもと広く保護されている。

6. 我が国への示唆

- アメリカの場合、保険者は利益相反状況であろうとも防御をできるだけ行いたい（保険者の管理できる弁護士による防御を行いたい）と望む傾向がある。
- ⇒理由：①弁護士費用が安くすむ、②保険者が支払うことになる保険金額も低く抑えることができる。
- 我が国の場合は、利益相反状況をできる限り避けることに主眼が置かれているように思われる。
- ⇒実際に、被害者である原告側からの被保険者の故意を原因とする損害の主張がなされただけで、保険者に示談代行義務が生じないとした事例（大阪地判平成8年6月6日）あり。

6. 我が国への示唆

- アメリカで独立弁護の提供が問題となる状況は、我が国であると当然に被保険者側が独自で弁護士を選任するという状況であるため、問題とならない？
- アメリカの議論について、いつ独立弁護の提供を行うかという点はあまり参考にはならない？
- 独立弁護が提供される際に、どのような権利義務を当事者が負うかという点は参考になる？

6. 我が国への示唆

- 訴訟費用の償還について、我が国では防御義務は「てん補責任を負う範囲において」負う旨を約款において明示しているのが通常であるから、てん補責任を負わない部分に関して防御をする必要がなかったのにした場合、約款等において別段の定めがない限り不当利得返還請求が認められる。
- 付保対象でない請求に対する防御の費用が原則として返還されないとなると、無意識のうちにそのような防御について防御費用を抑えたいと考えるであろう。そうすると十分な防御が展開されなくなるおそれがあるから、まずは付保対象であるか否かに関係なく十分に適切な防御活動を保険者にしてもらい、その後付保対象でなかった請求に対する防御に係る費用について、保険者の請求を認めるようにしたほうがよいのではないだろうか？
- 我が国の場合、そもそも防御する必要がなかった事例を防御するという状況がどのくらい生じるか？

6. 我が国への示唆

- 防御費用補償保険について、確かにリストメントにおける議論のように、必要に応じて適時支払を受けるタイプの防御費用補償保険と、一括支払いのタイプの防御費用補償保険については別の考慮が必要であるという点は参考になる。
- ⇒ただ、我が国で前者のようなタイプの保険がどの程度あるのか？